



平成 30 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 J E S C Oホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 唐 澤 光 子  
(コード番号：1434 東証第二部)  
問 合 せ 先 執行役員財務経理室長 二 戸 慎 也  
( TEL. 03-5937-6151)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 30 年 11 月 27 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役として適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第 28 条(取締役の責任免除)及び第 37 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、定款第 28 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 機動的な配当政策及び資本政策を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款第 41 条(剰余金の配当等の決定機関)、定款第 42 条(剰余金の配当の基準日)として新設し、その他所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 28 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 28 条～第 35 条 (条文省略)	第 29 条～第 36 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 37 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 36 条～第 38 条 (条文省略)	第 38 条～第 40 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 41 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<u>(剰余金の配当)</u>	
第 39 条 <u>剰余金の配当は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u>	(削除)
<u>(中間配当制度)</u>	
第 40 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削除)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 42 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p>③ <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
第 41 条 (条文省略)	第 43 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 11 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 11 月 27 日 (予定)

以 上